

鳥取県技術向上トライアル支援事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (令和7年1月31日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

*交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：購入した資機材を用いて事業計画に基づき事業を実施・完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書の内容を審査後、補助金を支払います。

問い合わせ先

鳥取県農林水産部 森林・林業振興局 県産材・林産振興課
〒680-8570 鳥取市東町1-220
Tel 0857-26-7308 ファクシミリ 0857-26-8192
メール kensanzai-rinsan@pref.tottori.lg.jp